

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                        |
|-------|-----------------------------|
| 22    | 児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島市

## 公表日

令和8年3月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務  |
| ②事務の概要                   | <p>児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</li> <li>学校給食費等の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</li> <li>現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> <li>資料の提供等の求めに関する事務</li> <li>父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</li> </ol> <p>・届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムにより受領することにより行う。<br/>・通知は郵送により行う。</p> |
| ③システムの名称                 | 福祉情報システム(児童手当)、共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳ネットワークシステム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 児童手当情報ファイル               |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第9条第1項 別表の81の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条</li> <li>番号利用法第9条第2項</li> <li>広島市個人番号の利用に関する条例第3条</li> </ul>   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</p>  |
| ②法令上の根拠                  | <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法に基づく利用特定個人情報の提供に関する主務省令」という。)第2条の表42、125、141、161の項、第44条、第127条、第143条、第163条</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法第19条第8号</li> <li>番号利用法に基づく利用特定個人情報の提供に関する主務省令第2条の表106、107の項、第108条、第109条</li> </ul>   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | こども未来局こども青少年支援部  |
| ②所属長の役職名                 | こども・家庭支援担当課長   |

|  |   |
|--|---|
| 6. 他の評価実施機関  |   |
|  |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                       |   |
| 請求先  | 広島市公文書館<br>〒730-0051<br>広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階<br>電話番号:082-243-2583(直通)    |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                     |   |
| 連絡先  | 広島市子ども未来局子ども青少年支援部<br>〒730-8586<br>広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br>電話番号:082-504-2161(直通) |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[    ]適用した</span> |   |
| 適用した理由   |   |

## II しきい値判断項目

|  |  |
|--|--|
| 1. 対象人数                                |  |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [    30万人以上    ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年9月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [    500人未満    ]<br><選択肢><br>1) 500人以上    2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年9月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [    発生なし    ]<br><選択肢><br>1) 発生あり    2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

|                          |
|--------------------------|
| しきい値判断結果                 |
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |                  |   |
|--|------------------|---|
| <p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |                  | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |                  |   |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 3. 特定個人情報の使用   |                  |   |
| <p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| <p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない  |                  |   |
| <p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない   |                  |   |
| <p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |                  |   |
| <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>  | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |
| <p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>   | <p>[ 十分である ]</p> | <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                               |                                  |  |
|---|----------------------------------|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                   | [ 十分である ]                        | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない             |                                  |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                         | [ ]                              | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠   |                                  |  |
| 9. 監査   |                                  |  |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査 |  |
| 10. 従業者に対する教育・啓発                              |                                  |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                  | [ 十分に行っている ]                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ○ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |                                  |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                              | [ ]                              | <選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】                                  | [ ]                              | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠   |                                  |  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|------------|---|---|---|------|---|
| 平成28年12月9日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                    | 番号利用法第9条第1項 別表第一の56の項、<br>番号利用法別表第一の主務省令で定める事務<br>を定める命令第44条  | ・番号利用法第9条第1項 別表第一の56の項<br>・番号利用法別表第一の主務省令で定める事<br>務を定める命令第44条<br>・番号利用法第9条第2項<br>・広島市個人番号の利用に関する条例第3条   | 事後   |   |
| 平成28年12月9日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か               | 平成27年4月1日時点   | 平成28年10月1日時点  | 事後   |   |
| 平成28年12月9日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か               | 平成27年4月1日時点   | 平成28年10月1日時点  | 事後   |   |
| 平成29年11月6日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り<br>扱う事務<br>②事務の概要      | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支<br>給に関する事務を行う。行政手続における特定<br>の個人を識別するための番号の利用等に関する<br>法律(以下「番号利用法」という。)別表第一に<br>規定される主務省令第44条に基づき、特定個<br>人情報を以下の事務で取り扱う。<br>1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及び<br>その額についての認定の請求の受理、その請<br>求に係る事実についての審査又はその請求に<br>対する応答に関する事務<br>2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請<br>求の受理、その請求に係る事実についての審<br>査又はその請求に対する応答に関する事務<br>3. 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求<br>の受理、その請求に係る事実についての審査<br>又はその請求に対する応答に関する事務<br>4. 現況の届出の受理、その届出に係る事実<br>についての審査又はその届出に対する応答に<br>関する事務<br>5. 資料の提供等の求めに関する事務<br>6. 父母指定者の届出の受理、その届出に係<br>る事実についての審査又はその届出に対する<br>応答に関する事務 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支<br>給に関する事務を行う。行政手続における特定<br>の個人を識別するための番号の利用等に関す<br>る法律(以下「番号利用法」という。)別表第一に<br>規定される主務省令第44条に基づき、特定個<br>人情報を以下の事務で取り扱う。<br>1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及び<br>その額についての認定の請求の受理、その請<br>求に係る事実についての審査又はその請求に<br>対する応答に関する事務<br>2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請<br>求の受理、その請求に係る事実についての審<br>査又はその請求に対する応答に関する事務<br>3. 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求<br>の受理、その請求に係る事実についての審査<br>又はその請求に対する応答に関する事務<br>4. 学校給食費等の費用の支払の申出の受<br>理、その申出に係る事実についての審査又は<br>その申出に対する応答に関する事務<br>5. 現況の届出の受理、その届出に係る事実<br>についての審査又はその届出に対する応答に<br>関する事務<br>6. 資料の提供等の求めに関する事務<br>7. 父母指定者の届出の受理、その届出に係<br>る事実についての審査又はその届出に対する<br>応答に関する事務 | 事後   |   |
| 平成29年11月6日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り<br>扱う事務<br>③システムの名称    | 福祉情報システム(児童手当)、共通基盤(庁内<br>連携システム及び宛名システムに相当)、中間<br>サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム  | 福祉情報システム(児童手当)、共通基盤(庁内<br>連携システム及び宛名システムに相当)、中間<br>サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、<br>電子申請システム   | 事前   |   |
| 平成29年11月6日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシ<br>ステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号利用法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個<br>人情報に「児童手当法による児童手当若しくは<br>特例給付の支給に関する情報」が含まれる項<br>(26、30、87)<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事<br>務及び情報を定める命令第19条、第44条 ※<br>番号利用法別表第二の30の項に係る主務省令<br>は未制定。<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に<br>「児童手当法による児童手当又は特例給付の<br>支給に関する事務であって主務省令で定めるも<br>の」が含まれる項(74、75)<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事<br>務及び情報を定める命令第40条 ※番号利用   | 番号利用法第19条第7号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個<br>人情報に「児童手当法による児童手当若しくは<br>特例給付の支給に関する情報」が含まれる項<br>(26、30、87)<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事<br>務及び情報を定める命令第19条、第44条 ※<br>番号利用法別表第二の30の項に係る主務省令<br>は未制定。<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に<br>「児童手当法による児童手当又は特例給付の<br>支給に関する事務であって主務省令で定めるも<br>の」が含まれる項(74、75)<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事<br>務及び情報を定める命令第40条、第40条の2  | 事後   |   |
| 平成29年11月6日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か               | 平成28年10月1日時点  | 平成29年10月1日時点  | 事後   |   |
| 平成29年11月6日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か               | 平成28年10月1日時点  | 平成29年10月1日時点  | 事後   |   |
| 平成29年11月6日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か               | 平成28年10月1日時点  | 平成29年10月1日時点  | 事後   |   |
| 平成30年11月6日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か               | 平成29年10月1日時点  | 平成30年10月1日時点  | 事後   |   |
| 平成30年11月6日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か               | 平成29年10月1日時点  | 平成30年10月1日時点  | 事後   |   |
| 平成31年3月1日  | IV リスク対策  | —   | 項目の追加   | 事後   | 基礎項目評価書の記載事項<br>に係る改正による様式の変更<br>であるため、事前の提出、公<br>表が義務付けられていない。 |
| 令和1年11月29日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か               | 平成30年10月1日時点  | 令和元年10月1日時点   | 事後   |   |
| 令和1年11月29日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か               | 平成30年10月1日時点  | 令和元年10月1日時点   | 事後   |   |
| 令和2年12月3日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か               | 令和元年10月1日時点   | 令和2年10月1日時点   | 事後   |   |

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------|
| 令和2年12月3日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か           | 令和元年10月1日時点   | 令和2年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和3年12月6日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号利用法第19条第7号  | 番号利用法第19条第8号  | 事後   |           |
| 令和3年12月6日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か           | 令和2年10月1日時点   | 令和3年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和3年12月6日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か           | 令和2年10月1日時点   | 令和3年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和4年11月7日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か           | 令和3年10月1日時点   | 令和4年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和4年11月7日  | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か           | 令和3年10月1日時点   | 令和4年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和5年3月24日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要      | (右記を追加)   | 届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。通知は郵送やマイナポータルのお知らせ機能等により行う。   | 事後   |           |
| 令和5年3月24日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称    | 福祉情報システム(児童手当)、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム   | 福祉情報システム(児童手当)、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム、サービス検索・電子申請機能   | 事後   |           |
| 令和5年12月12日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の計数か           | 令和4年10月1日時点   | 令和5年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和5年12月13日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の計数か           | 令和4年10月1日時点   | 令和5年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和6年9月27日  | I 関連情報<br>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称    | 福祉情報システム(児童手当)、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム、サービス検索・電子申請機能   | 福祉情報システム(児童手当)、共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、住民基本台帳ネットワークシステム   | 事前   |           |
| 令和6年9月27日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | ・番号利用法第9条第1項 別表第一の56の項<br>・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条<br>・番号利用法第9条第2項<br>・広島市個人番号の利用に関する条例第3条   | ・番号利用法第9条第1項 別表の81の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条<br>・番号利用法第9条第2項<br>・広島市個人番号の利用に関する条例第3条  | 事前   |           |
| 令和6年9月27日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要      | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第一に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。<br>1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>3. 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>4. 学校給食費等の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務<br>5. 現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>6. 資料の提供等の求めに関する事務<br>7. 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br><br>届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領等により行う。通知は郵送やマイナポータルのお知らせ機能等により行う。 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表に規定される主務省令第44条に基づき、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。<br>1. 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>2. 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>3. 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務<br>4. 学校給食費等の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務<br>5. 現況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br>6. 資料の提供等の求めに関する事務<br>7. 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務<br><br>・届出は窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムにより受領することにより行う。<br>・通知は郵送により行う。 | 事前   |           |
| 令和6年9月27日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | ・番号利用法第9条第1項 別表第一の56の項<br>・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条<br>・番号利用法第9条第2項<br>・広島市個人番号の利用に関する条例第3条   | ・番号利用法第9条第1項 別表の81の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条<br>・番号利用法第9条第2項<br>・広島市個人番号の利用に関する条例第3条  | 事前   |           |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和6年9月27日 | I 関連情報<br>3. 情報提供ネットワークによる情報連携<br>②法令上の根拠  | 番号利用法第19条第8号 別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>・情報提供者が「市町村長」の項のうち、特定個人情報に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87)<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条 ※番号利用法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定。<br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>・情報照会者が「市町村長」の項のうち、事務に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75)<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条、第40条の2 | 【情報提供】<br>・番号利用法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法に基づく利用特定個人情報の提供に関する主務省令」という。)第2条の表42、125、141、161の項、第44条、第127条、第143条、第163条<br><br>【情報照会】<br>・番号利用法第19条第8号<br>・番号利用法に基づく利用特定個人情報の提供に関する主務省令第2条の表106、107の項、第108条、第109条 | 事前   |           |
| 令和6年9月27日 | I 関連情報<br>5. 評価実施期間における担当部署<br>①部署         | こども未来局こども・家庭支援課  | こども未来局こども青少年支援部   | 事前   |           |
| 令和6年9月27日 | I 関連情報<br>5. 評価実施期間における担当部署<br>②所属長        | こども・家庭支援課長   | こども・家庭支援担当課長  | 事前   |           |
| 令和6年9月27日 | I 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先      | 広島市こども未来局こども・家庭支援課<br>〒730-8586<br>広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br>電話番号:082-504-2161(直通)  | 広島市こども未来局こども青少年支援部<br>〒730-8586<br>広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br>電話番号:082-504-2161(直通)   | 事前   |           |
| 令和6年9月27日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は几人か | 10万人以上30万人未満   | 30万人以上  | 事前   |           |
| 令和6年9月27日 | II しきい値判断項目<br>2. 対象人数<br>いつ時点の計測か         | 令和5年10月1日時点  | 令和6年10月1日時点   | 事前   |           |
| 令和6年9月27日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計測か         | 令和5年10月1日時点  | 令和6年10月1日時点   | 事前   |           |
| 令和8年3月24日 | I 関連情報<br>9. 規則第9条第2項の適用                   | —  | 項目の追加   | 事後   |           |
| 令和8年3月24日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か         | 令和6年10月1日時点  | 令和7年9月1日時点  | 事後   |           |
| 令和8年3月24日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か         | 令和6年10月1日時点  | 令和7年9月1日時点  | 事後   |           |
| 令和8年3月24日 | IV リスク対策<br>8. 人手を介在させる作業                  | —  | 項目の追加   | 事後   |           |
| 令和8年3月24日 | IV リスク対策<br>11. 最も優先度が高いと考えられる対策           | —  | 項目の追加   | 事後   |           |